

地域生活支援拠点等事業者登録により算定が可能となる加算

【(1)「相談支援」に関する機能】

①「特定相談支援事業所」及び「障害児相談支援事業所」が対象の加算

地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所等に緊急時の受入れの対応等を行った場合に算定。

(注) 短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に算定

※【(1)「相談支援」に関する機能】を地域生活支援拠点等で担う機能として登録を希望する場合は、その他(2)～(5)の機能すべてを登録する必要があります。

【(2)「緊急時の受入・対応」に関する機能】

②「短期入所事業所」が対象の加算

地域生活支援拠点等に係る加算 100単位/日

(緊急受入の有無に限らず)利用者全員について、指定短期入所等を行った場合に利用開始日のみ算定

③「訪問系事業所」が対象の加算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

緊急時対応加算

利用者等の要請を受けてから24時間以内に障害福祉サービス事業を行った場合、利用者1人につき月2回を限度に100単位を算定できる。

100単位/回

+ 50単位/回 (地域生活支援拠点等の場合)

④「地域定着支援事業所」が対象の加算

緊急時支援費 (I)

利用者等の要請を受けてから速やかに利用者の居宅等への訪問、一時滞在による支援を行った場合

712単位/日

+ 50単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)

⑤「自立生活援助事業所」が対象の加算

緊急時支援加算（I）

利用者等の要請を受けてから、深夜※1 に速やかに利用者の居宅等への訪問、一時滞在による支援を行った場合

711 単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

※1 深夜とは、午後 10 時～午前 6 時までの間

【(3)「体験の機会・場の提供」に関する機能】

(注) 基本的に地域移行支援事業の支給決定を持っている障がい者等を支援した場合に対象となる加算です。

地域移行支援事業とは…

障害者支援施設等に入所及び精神科病院に入院している障がい者等に住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。

⑥「障害者支援施設等の日中活動系サービス事業所※2」が対象の加算

※2 日中活動系サービス事業所…生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

体験利用支援加算

障害者支援施設等における日中活動系サービスの利用者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を受ける場合において、障害者支援施設等の支援員が支援を行うとともに当該利用者の状況や支援内容等を記録した場合に算定。

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500 単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250 単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

⑦「施設入所支援事業所」が対象の加算

体験宿泊支援加算 120 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定

⑧「地域移行支援事業所」が対象の加算

①体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（注）1回の給付決定につき15日まで算定できる（一月ではありません）

②体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

300単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（注）1回の給付決定につき15日まで算定できる（一月ではありません）

③体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

700単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

（注）1回の給付決定につき15日まで算定できる（一月ではありません）

【（5）「地域の体制づくり」に関する機能】

⑨ 計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所が対象の加算

地域体制強化共同支援加算 2,000単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

相談支援専門員が、支援困難な計画相談支援対象障害者に対して、サービスを提供する事業者3者以上と会議等により情報共有や支援内容を検討し、支援等を共同で実施するとともに、地域課題を整理し、加賀市じりつ支援協議会に文書による報告を行った場合に算定（注）月1回を限度とする

※（4）「専門的人材の確保・養成」に関する機能を地域生活支援拠点等で担う機能として登録した場合、現時点では、算定できる加算はありません。